

出産育児一時金 委任を受けた医療機関に支払います



国民健康保険に加入している被保険者が出産する場合、高額な出産費用を準備する負担を緩和し、安心して出産を迎えられるよう「出産育児一時金受領委任払制度」があります。

この制度は、出産を予定する被保険者の世帯主から、「出産費の支払いに代えて出産育児一時金を受領することの委任」を受けた医療機関などに対し、市から38万円を限度として支払うものです。

被保険者は、医療機関などの窓口で出産費が38万円を超える場合にのみ、その差額を支払えばよいこととなります(出産費が38万円に満たない場合は、差額を世帯主の口座に振り込みます)。

制度を利用できる人

受領委任払制度を利用できるのは、次の要件を全て満たす人です。

- ・市から、出産育児一時金の支給を受ける資格があること
- ・出産予定日まで1カ月以内であること

- ・国民健康保険税を完納していること
- ・国民健康保険から出産費の貸し付けを受けていないこと

申請方法

制度の利用を希望する人は、保険証・母子手帳(出産予定日が記載されているもの)・印鑑を持参し、保険年金課または下総・大栄支所市民福祉課で申請書を受け取ってください。申請書は、出産を希望する医療機関などの同意を得て、必要事項を記入の上、保険年金課または下総・大栄支所市民福祉課に提出してください。

受領委任払を取り扱っていない医療機関もありますので、事前に確認してください。

国民健康保険 70歳～74歳の加入者にお知らせ

保険証一斉更新・送付

国民健康保険に加入している70～74歳の人(後期高齢者医療制度で一定の障がいがあると認定された人を除く)は、4月に保険証が更新されます。今月上旬に新しい保険証を郵送します。

現在お持ちの保険証は、有効期限が過ぎてから、市役所などにある保険証回収箱へ返却してください。

窓口負担割合の見直し

窓口負担割合は4月から2割に引き上げられる予定でしたが、この改正が引き続き凍結され、平成22年3月までの1年間は、これまで通り1割に据え置かれます(現在3割負担している人は除く)。ただし、8月以降は、前年所得をもとに窓口負担割合が変更される場合があります。

国民年金の特例制度 追納をお勧めします

保険料免除、若年者納付猶予、学生納付特例が承認された期間は、保険料を納めた場合よりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなってしまう可能性があります。そこで、当時の保険料を10年前までさかのぼって納めることができる「追納」をお勧めします。追納することにより、保険料を納付した場合と同じ年金額で老齢基礎年金を受け取ることができます。ただし、免除などを受けた年度の翌年度から数えて3年度目以降に追納するときは、当時の保険料に加算金が付きます。「追納」を希望する人は、千葉国民年金電話センター(☎043-203-5600)までご連絡ください。

平成21年3月末日までに追納する場合の1カ月分の保険料額

年度	全額免除 若年者納付猶予 学生納付特例 (加算額)	4分の1納付 (加算額)	半額納付 (加算額)	4分の3納付 (加算額)
平成10年度	16,590円 (3,290円)	-	-	-
平成11年度	15,950円 (2,650円)	-	-	-
平成12年度	15,320円 (2,020円)	-	-	-
平成13年度	14,740円 (1,440円)	-	-	-
平成14年度	14,180円 (880円)	-	7,090円 (440円)	-
平成15年度	13,970円 (670円)	-	6,980円 (330円)	-
平成16年度	13,770円 (470円)	-	6,880円 (230円)	-
平成17年度	13,810円 (230円)	-	6,910円 (120円)	-
平成18年度	13,860円 (0円)	10,390円 (0円)	6,930円 (0円)	3,460円 (0円)
平成19年度	14,100円 (0円)	10,570円 (0円)	7,050円 (0円)	3,520円 (0円)